

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第96号）

1 異議申立ての対象となった請求対象文書（諮問案件第141号）

気象業務法（昭和27年法律第165号）に違反して雨量観測が行われている点につき、監査委員による監査で把握している内容及びこの違法行為に対する指導結果が分かる文書

2 担当課（所） 監査委員事務局監査第一課

3 異議申立て等の経緯

- (1) H20. 7. 3 公開請求 (4) H20. 11. 21 諮問
- (2) H20. 7. 18 不存在決定 (5) H23. 4. 8 答申
- (3) H20. 7. 24 異議申立て

4 諮問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	実施機関は、「定期監査」について、悉皆監査ではなく抽出監査であり、多岐かつ多量にわたる業務の中から抽出により実施していると述べていることから、毎年度財務に関する事務の全てを監査していないとしても、特段不合理とはいえない。 また、「行政監査」については、毎年度、特定の課題を設定して実施されているが、気象業務法に基づく手続きに関する事項について実施されていないことは、「行政監査報告書」によって確認できる。 したがって、実施機関が、これまで本件公開請求に関する監査実績がないとして、本件処分で不存在決定したことは、特段不自然、不合理ではない。

5 審議経緯 審査回数 3回

(別 紙)
答申第96号

答 申 書

平成23年4月

石 川 県 情 報 公 開 審 査 会

第1 審査会の結論

石川県監査委員（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき、不存在とした決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、平成20年7月3日に、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

気象業務法(昭和27年法律第165号)に違反して雨量観測が行われている点につき、監査委員による監査で把握している内容及びこの違法行為に対する指導結果が分かる文書

2 実施機関の決定

実施機関は、平成20年7月18日に、公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、次のとおり保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

監査委員の監査は、行政監査を含め、幅広く実施しているが、請求に係る雨量計が気象業務法に抵触するか否かについての監査は、これまで実施していないので、該当する文書は存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成20年7月24日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成20年11月21日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 気象業務法により、地方公共団体が気象の観測を行う施設を設置する場合には、設置の日から30日以内に気象台長に届出をしなければならない。また、雨量計については、同法により、5年に1回検定を受けることになっている。
- (2) 石川県では、このような気象業務法を遵守せず雨量観測を長年にわたって行ってきた

もので、その間、河川情報システムの構築や観測機器の更新に伴う財務措置がとられた際に、法律に基づく手続きが取られたか否かについては、監査の対象となる事項である。

近年の河川課に係る定期監査結果では、「所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。」と記されているので、そのように判断した根拠がなければならない。

したがって、請求に係る文書は必ずあるはずである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 監査委員が行う監査は、定期監査、行政監査を含め幅広く実施している。
定期監査では、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査しているところであり、多岐かつ多量にわたる業務の中から抽出により実施している。
また、行政監査では、事務の執行について毎年度特定の課題を設定して監査を実施している。
- 2 監査委員の監査は、事務のすべてを調査して監査する悉皆監査ではなく、抽出監査であり、気象業務法に基づく手続等についてはこれまで監査実績がなく、本件請求文書に対応する公文書は存在しない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書の性格等について

本件請求文書は、県が行う気象観測施設の設置及び観測機器の更新に伴う事務に関して、その手続きについて監査した結果及びそれに基づく措置内容を記載した文書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

監査委員の監査のうち「定期監査」については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項で財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査すると規定され、同条第4項で「毎会計年度少くとも一回以上期日を定めて第1項の規定による監査をしなければならない。」と記載されている。

実施機関は、「定期監査」について、悉皆監査ではなく抽出監査であり、多岐かつ多量にわたる業務の中から抽出により実施していると述べていることから、毎年度財務に関する事務の全てを監査していないとしても、特段不合理とはいえない。

また、「行政監査」は、同条第2項で、事務の執行について監査することができるとされているもので、毎年度、特定の課題を設定して実施されているが、気象業務法に基づく手

続きに関する事項について実施されていないことは、毎年度刊行される「行政監査報告書」によって確認できる。

したがって、実施機関が、これまで本件公開請求に関する監査実績がないとして、本件処分で不存在決定したことは、特段不自然、不合理ではない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件異議申立てにおいて、本件公開請求に関する監査を実施しなければ、定期監査結果をおおむね適正とすることはできないはずであると主張するが、当審査会はその適否を審議する立場にはなく、本件処分に係る判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 20 年 11 月 21 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 4 1 号)
平成 20 年 12 月 25 日	○実施機関(監査委員事務局監査第一課)から理由説明書を受理した。
平成 23 年 2 月 14 日 (第 209 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 23 年 3 月 9 日 (第 210 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 23 年 3 月 25 日 (第 211 回審査会)	○事案の審議を行った。